

第60期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

< 事業報告 >

- 会社の新株予約権等に関する事項
- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制
及びその運用状況の概要

< 連結計算書類 >

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

< 計算書類 >

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

< ご参考 >

- 連結キャッシュ・フロー計算書

東京エレクトロン株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

区分	割当日	割当個数	当事業年度末日残高			目的となる株式の種類及び数	行使時の払込金額	行使期間	
			うち取締役(社外取締役を除く)の保有状況	うち社外取締役の保有状況	うち監査役の保有状況(注)1				
第11回新株予約権	2015年6月20日	1,357個	116個	0個(0名)	—	6個(1名)	当社普通株式 11,600株	1株当たり 1円	2018年7月2日から 2035年5月31日まで (注)2
第12回新株予約権	2016年6月18日	1,944個	242個	0個(0名)	—	8個(1名)	当社普通株式 24,200株	1株当たり 1円	2019年7月1日から 2036年5月30日まで (注)3
第13回新株予約権	2017年6月21日	1,447個	120個	0個(0名)	—	15個(1名)	当社普通株式 12,000株	1株当たり 1円	2020年7月1日から 2037年5月29日まで (注)4
第16回新株予約権	2020年6月24日	1,308個	1,308個	225個(3名)	—	—	当社普通株式 130,800株	1株当たり 1円	2023年7月3日から 2040年5月31日まで (注)5
第17回新株予約権	2021年6月18日	700個	700個	168個(3名)	—	—	当社普通株式 70,000株	1株当たり 1円	2024年7月1日から 2041年5月31日まで (注)6
第18回新株予約権	2022年6月22日	770個	770個	250個(3名)	—	—	当社普通株式 77,000株	1株当たり 1円	2025年7月1日から 2042年5月30日まで (注)7

(注) 1. 監査役が保有する新株予約権は、監査役就任前に付与されたものであります。

2. 米国での納税者が新株予約権を行使できる期間は2018年7月2日に限る。

3. 米国での納税者が新株予約権を行使できる期間は2019年7月1日に限る。

4. 米国での納税者が新株予約権を行使できる期間は2020年7月1日に限る。

5. 米国での納税者が新株予約権を行使できる期間は2023年7月3日に限る。

6. 米国での納税者が新株予約権を行使できる期間は2024年7月1日に限る。

7. 米国での納税者が新株予約権を行使できる期間は2025年7月1日に限る。

8. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株を3株に株式分割しております。

上記「目的となる株式の数」については、当該株式分割による調整前の当事業年度末日時点における株式数を記載しております。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権のうち当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

区分	割当日	割当個数	うち当社使用人等に対する割当個数		目的となる株式の種類及び数	行使時の払込金額	行使期間
			うち当社使用人に対する割当個数	うち当社子会社の役員及び使用人に対する割当個数			
第18回新株予約権	2022年6月22日	770個	298個(41名)	222個(57名)	当社普通株式 77,000株	1株当たり 1円	2025年7月1日から 2042年5月30日まで (注)1

(注) 1. 米国での納税者が新株予約権を行使できる期間は2025年7月1日に限る。

2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株を3株に株式分割しております。

上記「目的となる株式の数」については、当該株式分割による調整前の当事業年度末日時点における株式数を記載しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の基本方針について、2022年11月10日開催の取締役会において一部改訂いたしました。改訂後の内容及び運用状況の概要は次のとおりであります。

I 当社グループ（以下、TELグループという）における取締役、コーポレートオフィサー、執行役員（以下、取締役等という）及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 企業倫理と法令等遵守（コンプライアンス）体制

- ① TELグループの取締役等及び従業員には、法令・定款・各種規程類等を遵守する（コンプライアンスの実践）とともに高い倫理観をもって行動することが求められる。
- ② TELグループの取締役等及び従業員は、『東京エレクトロングループ倫理基準』を行動規範とし、『コンプライアンス規程』をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程類に基づき、これを実践しなければならない。
- ③ 企業倫理の徹底を図るために設置する倫理委員会、及び法令遵守の取り組みに関する活動を担当する執行役員は、定期的に当社取締役会及び監査役に報告するものとする。
- ④ 市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力とは一切関係を持たないこととし、不当な要求等に対しては断固としてこれを拒絶する。

2. 内部通報制度

法令及び企業倫理上疑義のある行為などについて、TELグループの取締役等及び従業員が直接情報提供を行う手段として設置した内部通報制度（TELグループ倫理・コンプライアンスホットライン）の維持・運営を図る。通報にあたっては、守秘及び匿名性を確保するとともに、通報したことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

3. 財務報告の適正性及び信頼性の確保体制

TELグループの財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況の有効性評価を定期的に行う。

4. 内部監査

代表取締役社長の直轄組織として設置するTELグループの内部監査部門（以下、内部監査部門という）は、公正かつ独立の立場から経営諸活動の執行状況等の評価・意見表明等を行う。内部監査の対象範囲は、原則としてグループ組織のすべての業務活動を網羅することとし、また、リスク・マネジメント、コントロール、ガバナンス・プロセスについての監査業務または診断業務も含むものとする。

5. 監査役監査

監査役は、TELグループの取締役等の職務執行の監査を行うにあたり、法令・定款に違反する行為があったとき、又はするおそれがあると認められた時は、取締役等に対する助言・勧告及び取締役会への報告など、必要な措置を講じる。

(運用状況の概要)

1. 企業倫理と法令等遵守（コンプライアンス）体制

- ・『東京エレクトロングループ倫理基準』及び『コンプライアンス規程』に基づき、コンプライアンスの重要性について周知・徹底を図っております。
- ・コンプライアンス関連教育につきましては、テーマに応じて階層別、または全員必修としており、企業倫理・コンプライアンス、贈収賄防止、下請法、輸出コンプライアンス、個人情報保護、ハラスメント防止、行政への許認可手続きの申請等のテーマを取り挙げております。特に、国内グループ各社の管理職に対してコンプライアンスにおける管理職の役割について教育を実施し、各組織のコンプライアンス意識の向上と行動の実践につなげております。
- ・海外主要拠点におきましては、コンプライアンス担当責任者 (Regional Compliance Controller) を選任し、当社グループのチーフ・コンプライアンス・オフィサーに職制上直接報告する体制を構築しております。また、コンプライアンスに関する問題の防止・把握・対応状況を毎月確認することによって、コンプライアンス施策の推進につなげております。定期的に外部専門家によるレビューを実施し、リスクを洗い出し、必要な施策を実施しております。

2. 内部通報制度

守秘・匿名性の確保、報復行為及び不利益取扱いの禁止を徹底した内部通報制度を確立しております。また、コンプライアンス違反行為に関与した従業員などが自ら通報・相談を行った場合に、懲戒処分等を減免することができる制度により、積極的な情報提供を促し、問題の早期発見・解決につなげております。

3. 財務報告の適正性及び信頼性の確保体制

金融商品取引法及び関係法令に基づいた全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制等を整備し運用しております。整備・運用状況につきましては別途定めた基準等に基づき毎期評価・監査を実施しており、改善が必要な場合は適時に対応することで、内部統制の有効性向上を図っております。なお、当社監査役、国内グループ会社監査役、内部監査部門である監査センターと会計監査人との間で、定期的もしくは随時に、情報交換・意見交換を行う体制とし、効率的・効果的な監査となるよう連携しております。

4. 内部監査

- ・内部監査に関しましては、代表取締役社長の直轄組織として監査センター（15名）を設置し、監査機能の拡充を図っております。また、内部監査の継続的な改善活動及び高度化検討を推進しており、外部専門家による品質評価の結果も踏まえ、実務面でのさらなる改善に加え、グループガバナンス強化の中、グローバルでの内部監査の高度化を進めております。
- ・監査センターは、『内部監査規程』に基づき年次監査実施計画を立案し、当社グループの国内・海外拠点に対して監査を実施しており、監査結果等については、隔月で経営層に対して報告するとともに、当社常勤監査役及び国内グループ会社監査役に対しても報告しております。また、取締役会に対しても報告しております。

5. 監査役監査

監査役は、監査役会が定めた監査計画に従い、取締役等の職務執行について、法令・定款への適合状況、内部統制の整備・運用状況、会計処理の適切性等について監査を実施しており、必要に応じて取締役等に対する助言・勧告及び取締役会へ報告しております。

II TELグループの取締役等の職務の執行に係る情報の保存、管理及び報告に関する体制

TELグループ各社の取締役は、各社定款及び取締役会規程等に従い取締役会議事録を作成して保管する。

この他、取締役等の職務執行に係る重要情報については『文書管理規程』に従い文書又は電磁的媒体に記録し、保存するとともに、これらの文書等が速やかに閲覧できる状態を維持するものとする。

また、グループ各社の経営に関する重要な情報については、『関係会社管理規程』に従い、当社への定期的な報告を義務付ける。

(運用状況の概要)

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役等の職務執行に係る重要情報は『文書管理規程』に基づき適切に保管、管理しております。
- ・『関係会社管理規程』に基づき、グループ各社の経営に関する重要な情報について、定期的及び随時報告を受けるとともに、業務執行に係る重要事項については当社と事前協議の上、決定しております。

III TELグループの損失の危険の管理（リスクマネジメント）に関する規程その他の体制

- ①『リスク管理規程』において、TELグループ全体で管理すべきリスクを類型化し、リスク分類毎の責任部署を定め、リスク管理体制を明確化するとともに、リスク管理活動の円滑かつ適正な運営を図る。また、グループ各社はグループ全体の方針に従い、各社におけるリスク管理活動を行う。
- ②前項のリスク分類毎に定める責任部署はTELグループにおける各リスクの管理体制の有効性について定期的なレビューを実施する。
- ③リスクマネジメント委員会を設置し、TELグループ全体のリスク評価及び対策状況のレビュー、リスク管理活動の定期的なモニタリング等を実施し、リスクマネジメント活動の推進を図る。
- ④自然災害をはじめとする緊急事態発生時において、速やかに事業を復旧し、事業の継続を確保するための態勢整備を継続推進する。
- ⑤担当取締役、担当コーポレートオフィサー、担当執行役員又は担当部署は重要リスク等に関する管理体制の運営状況ならびに対応策を定期的に当社取締役会へ報告する。

(運用状況の概要)

- ・『リスク管理規程』及び『クライシスマネジメント規程』を制定し、当社グループを取り巻くリスクの評価・分析を行っております。当社グループを取り巻く重要なリスク項目を定期的にレビューし、必要な施策を推進するとともに、リスク管理活動の状況を定期的に取締役会及び監査役に報告し、リスク低減に努めております。
- ・リスクマネジメント委員会において、各事業本部長やグループ会社社長等の各リスク領域におけるリスクオーナー主導のもと、リスク項目を抽出し継続的にモニタリングを実施するなど、自律性があり、実効性の高いリスクマネジメントの実践に努めております。
- ・当社グループでは、情報セキュリティ委員会を中心にグループ各社を含めた組織的強化を図るとともに、外部専門家によるセキュリティ・アセスメントを行うなどし、情報セキュリティ体制のさらなる整備に取り組んでいます。
- ・当社グループでは、自然災害をはじめとする緊急事態発生時における事業継続計画を策定しており、建屋・設備の地震対策、生産の平準化、情報システムのバックアップ体制整備や重要部品のマルチソース化、適正在庫の確保など、各拠点における早期復旧、代替生産等に向けた対策の見直しに継続的に取り組んでいます。

IV TELグループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社のコーポレートガバナンス体制
 - ① 当社取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項などグループ経営の重要事項を決定するとともに、TELグループ全体の業務執行状況を監督する。
 - ② 当社は取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、(独立)社外取締役の招聘に取り組むものとする。
 - ③ 当社取締役会は、取締役会決議によって、代表取締役、業務執行取締役、コーポレートオフィサー及び執行役員に業務の執行を行わせる。
 - ④ 当社は『取締役会規程』、『コーポレートオフィサーズ・ミーティング規程』、『職務権限規程』、『決裁基準に関する規程』により、権限及び意思決定に関する基準を定め、グループ会社にこれらに準拠した体制を構築させる。
2. グループ各社のコーポレートガバナンス体制
所在国及び地域の法令、グループ各社の定款及び取締役会規程等に則り、当該各社の取締役等の職務執行の実効性を確保するための体制を整備・運用する。

(運用状況の概要)

- ・取締役会は、グループ経営の重要事項を決定するとともに、代表取締役、CEO（最高経営責任者）、コーポレートオフィサー及び執行役員を選任し、所管業務の執行を行わせております。また、執行側の最高意思決定機関であるコーポレートオフィサーズ・ミーティングを設置し、取締役会から権限委譲した事項をはじめ執行側の重要事項について、迅速な意思決定と機動的な業務執行を推進しております。
- ・取締役会は、CEOを含む業務執行取締役の業務執行状況やコーポレートオフィサーズ・ミーティングの審議状況について、定期的に報告を受け、当社グループ全体の業務執行状況を監督しております。
- ・当社役員等のグループ各社役員兼任や、当社が定めた決裁基準に則った意思決定体制の構築、会社戦略の推進機関としてのCSS（Corporate Senior Staff）設置など、グループ各社の業務執行の実効性確保に取り組んでおります。

V 企業集団としての業務の適正を確保するための体制

1. グループ会社管理・報告体制

TELグループの企業集団としての業務の適正と有効性を確保するために必要となるグループ全体に適用すべき規程類を整備するとともに、グループ各社の適正な業務運用のために必要となる各社の規程類を整備・運用させる。また、グループ各社は定期的に各業務毎に当該運営状況を当社の担当部門に報告するものとする。

2. グループ会社の監査体制

- ① 内部監査部門は、企業集団の業務における適正性の確保状況について、業務の法令及び定款への適合性や、有効性及び効率性の観点からグループ会社の監査を行う。
- ② 当社の監査役は、TELグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるようグループ会社の監査役との連携体制を構築する。

(運用状況の概要)

- ・グループ会社の重要な意思決定につきましては、当社『取締役会規程』、『コーポレートオフィサーズ・ミーティング規程』及び『決裁基準に関する規程』に基づき、当社の承認を得ることとしております。
- ・『関係会社管理規程』に基づき、当社の承認を必要とする事項に加え、当社への報告事項についても明確化し、グループ各社から定期的及び随時報告を受けております。
- ・監査センターは、『内部監査規程』に基づき年次監査実施計画を立案し、当社グループの国内・海外拠点に対して監査を実施しております。
- ・当社常勤監査役は、企業集団における健全性維持の重要性に鑑み、主要なグループ各社の監査役を兼任しており、国内グループ会社監査役と連携のうえ、監査の有効性向上に取り組んでおります。
- ・当社監査役全員と国内グループ会社監査役が開催しているグループ監査役連絡会に、監査センター長、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、法務コンプライアンスユニットGM及びリスクマネジメント室長等が参加し、情報共有及び意見交換を行うことにより、グループガバナンスの強化を図っております。

VI 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、監査役スタッフという）を置くことを求めた場合における当該監査役スタッフに関する事項及び監査役スタッフの取締役からの独立性及び実効性に関する事項

- ① 監査役が、専属の監査役スタッフを置くことを求めた場合は、監査役付監査役スタッフを配置する。
- ② 監査役付監査役スタッフは、監査役の指示に従いその職務を行う。なお、他部署を兼任する監査役スタッフの場合にも、監査役職務の補助業務を優先する。
- ③ 前項の監査役スタッフの独立性を確保するため、当該監査役スタッフの任免、異動、人事評価等人事に係る事項に関しては、常勤監査役の同意を必要とする。

(運用状況の概要)

監査役スタッフに関しましては、専属者の配置はありませんが、特定の法務部員が監査役からの直接の指示に基づき、監査役職務の補助業務を行っております。

VII 監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
<p>① TELグループ各社の取締役等、監査役及び従業員は、法令に違反する事実及びTELグループに重大な影響を及ぼす事項を発見したときは、当社監査役に対して速やかに報告しなければならない。また、報告者に対して不利益のないことを確保する。</p> <p>② TELグループの内部通報制度の担当部署は、内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。</p> <p>③ 各監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧を行う他、必要に応じて、取締役等及び各部門に対して、報告を求めることができる。</p> <p>④ 監査役会は、内部監査部門から内部監査結果についての報告を受けるものとする。</p>
<p>(運用状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TELグループ各社の取締役等、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、取締役会その他社内の重要会議や定例報告会等を通じ、当社監査役へ報告を行う体制としております。 ・ コンプライアンス部は、TELグループの内部通報の状況について、取締役会及び監査役に対して、定期的に報告を行っております。 ・ 監査役は、取締役会のほか、コーポレートオフィサーズ・ミーティング、経営会議、倫理委員会、サステナビリティ委員会、リスクマネジメント委員会等の重要会議にも適宜出席するなど、内部統制の整備・運用状況を確認しております。 ・ 監査センターは、内部監査結果等について、当社監査役及び国内グループ会社監査役に対しても報告しております。
VIII その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
<p>1. 監査役会の構成に関する方針 監査の妥当性を客観的に確保する観点から、(独立)社外監査役の招聘に取り組むとともに、常勤監査役を置く。</p> <p>2. 会計監査人・内部監査部門との連携 監査役会は、内部統制を有効に構築する目的で、会計監査人及び内部監査部門との情報共有を行う。</p> <p>3. 代表取締役等との意見交換の場 内部統制を有効に構築する目的で、監査役と代表取締役との定期的意見交換の場を設けるものとする。</p> <p>4. 外部専門家の起用</p> <p>① 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができる。</p> <p>② 監査役がその職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なでない場合を除き、当社はこれを負担する。</p>
<p>(運用状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役は、会計監査人及び国内グループ会社監査役と適宜会合をもち、情報交換及び連携を行っております。 ・ 当社監査役及び国内グループ会社監査役は監査センターから定期的に報告を受けております。 ・ 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、情報交換や意見交換を行っております。

連結株主資本等変動計算書 第60期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	54,961	78,011	1,104,983	△27,418	1,210,537
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△252,988		△252,988
親会社株主に帰属する当期純利益			471,584		471,584
自己株式の取得				△1,728	△1,728
自己株式の処分			△1,375	7,113	5,737
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	217,219	5,384	222,604
当連結会計年度末残高	54,961	78,011	1,322,203	△22,033	1,433,141

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	93,492	△52	30,640	535	124,615	11,895	1,347,048
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△252,988
親会社株主に帰属する当期純利益							471,584
自己株式の取得							△1,728
自己株式の処分							5,737
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	13,960	6	12,450	3,419	29,837	33	29,871
連結会計年度中の変動額合計	13,960	6	12,450	3,419	29,837	33	252,476
当連結会計年度末残高	107,452	△46	43,091	3,954	154,453	11,929	1,599,524

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 27 社

主要な連結子会社の名称

東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ(株)

東京エレクトロン九州(株)

東京エレクトロン宮城(株)

東京エレクトロン F E(株)

Tokyo Electron America, Inc.

Tokyo Electron Europe Ltd.

Tokyo Electron Korea Ltd.

Tokyo Electron Taiwan Ltd.

Tokyo Electron (Shanghai) Ltd.

Tokyo Electron Singapore Pte. Ltd.

2022年9月8日付で、Tokyo Electron Philippines Semiconductor Support Inc.を新たに設立したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

なし

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数

なし

(2) 持分法適用の関連会社数 1 社

持分法適用の関連会社の名称

東京エレクトロン デバイス(株)

(3) 持分法を適用しない主要な関連会社の名称

Temnest Inc.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から

みて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Tokyo Electron (Shanghai) Ltd. 他2社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

主として償却原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

主として個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

③デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しておりま

す。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～60年
機械装置及び運搬具	2～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主に個別の債権について回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社の、確定給付型退職給付制度に係る会計処理の方法は、次のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

①主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは、エレクトロニクス技術を利用した半導体製造装置及びFPD（フラットパネルディスプレイ）製造装置の開発・製造・販売、並びに、納入済み装置に対する保守用部品、サービス及び装置改造の提供、並びに中古装置の販売といったフィールドソリューションサービスの提供を主な事業の内容としております。これら装置の販売における、装置の引渡及び装置の設置に関連する役務の提供、保守用部品の販売、改造・保守サービス等の提供を主な履行義務として識別しております。

②履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

半導体製造装置及びFPD製造装置の販売における、装置の引渡及び装置の設置に関連する役務の提供については、主として、顧客に装置が引き渡された時点、及び装置の設置に関連する役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。

保守用部品の販売については、顧客に保守用部品が引き渡された時点で収益を認識しております。

改造については、主として、改造作業が完了した時点で収益を認識しております。

保守サービスについては、主として、顧客との契約期間にわたって収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、当社は、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 デリバティブ取引（先物為替予約、通貨オプション）

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

重要な外貨建取引は、取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で先物為替予約等を利用することにより、為替変動リスクをヘッジすることとしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比率分析しております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できる場合は、有効性の判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

652,208百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、原則として、取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

また、一定の保有期間を超える棚卸資産については、用途及び販売可能性による分類を行った上で、当該分類ごとに保有期間に応じて定期的に帳簿価額を切り下げの方法を採用しております。

処分見込の棚卸資産については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

これらは、将来の需要予測及び市場状況に基づいて決定しておりますが、当社グループが参画している半導体業界は、短期的に需給バランスが崩れ市場規模が変動することがあり、半導体市場の予期せぬ急激な縮小が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産の帳簿価額の切り下げが追加で必要となる可能性があります。

2. 製品保証引当金

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

34,382百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。

当社グループの製品は、多くの最先端技術が統合された製品であり、予期せぬ不具合が発生した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加のアフターサービス費用の計上が必要になる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 326,743百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首 株式数 (千株)	当連結会計 年度増加 株式数 (千株)	当連結会計 年度減少 株式数 (千株)	当連結会計 年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	157,210	—	—	157,210
合計	157,210	—	—	157,210
自己株式				
普通株式	1,461	39	410	1,090
合計	1,461	39	410	1,090

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託及び株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託が保有する自社の株式がそれぞれ610千株、500千株含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加39千株は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による自社の株式の取得による増加38千株、単元未満株式の買取り0千株によるものであります。
3. 自己株式の株式数の減少410千株は、新株予約権の行使261千株、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による自社の株式の交付148千株によるものであります。
4. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株を3株に株式分割しております。上記の株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2022年 5月12日 取締役会	普通 株式	118,833	760	2022年 3月31日	2022年 5月31日
2022年 11月10日 取締役会	普通 株式	134,155	857	2022年 9月30日	2022年 12月7日
合計		252,988			

- (注) 1. 2022年5月12日取締役会の決議による「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金464百万円が含まれております。
2. 2022年11月10日取締役会の決議による「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金431百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2023年 5月11日 取締役会	普通 株式	利益 剰余金	133,754	854	2023年 3月31日	2023年 5月31日

- (注) 1. 「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金427百万円が含まれております。
2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株を3株に株式分割しております。1株当たり配当額については、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)
第6回新株予約権	普通株式	0
第7回新株予約権	普通株式	0
第8回新株予約権	普通株式	1
第10回新株予約権	普通株式	1
第11回新株予約権	普通株式	11
第12回新株予約権	普通株式	24
第13回新株予約権	普通株式	12
第14回新株予約権	普通株式	44
第15回新株予約権	普通株式	145
合計		241

- (注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。
2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株を3株に株式分割しております。上記の新株予約権の目的となる株式の数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金並びに安全性の高い金融商品に限定しております。デリバティブは、将来の為替変動リスクの回避を目的として、実需の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、当社の社内規程である「信用限度規程」に従い、取引先ごとの与信枠の管理を行うとともに、債権期日管理及び残高管理を行っております。また、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

有価証券については、信用リスクを軽減するため、一定以上の格付をもつ発行体のもののみを対象としており、発行体の格付や時価を定期的に把握しております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクがある上場株式について、時価等の状況を定期的に把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

通常の営業活動及び財務活動に伴う外貨建取引に係る為替変動リスクについては、先物為替予約等を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。ヘッジ会計を適用する場合におけるヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載した「重要なヘッジ会計の方法」とおりであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社の社内規程である「金融市場リスク管理規程」等に基づき実施しており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務に係る流動性リスクについては、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金」については、現金であること、及び「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	152	151	△1
その他有価証券	162,237	162,237	—
資 産 計	162,390	162,388	△1
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	48	48	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計 (※)	48	48	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び 投資有価証券				
その他有価証券				
株式	162,237	—	—	162,237
デリバティブ取引				
通貨関連	—	48	—	48
資 産 計	162,237	48	—	162,286

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び 投資有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	151	—	151
資 産 計	—	151	—	151

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

地理的区分並びに製品及びサービスに分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	セグメントの名称		その他 (注) 1	合計
	半導体 製造装置	FPD 製造装置		
地理的区分				
日本	238,394	1,397	144	239,937
北米	344,327	18	—	344,346
欧州	184,261	—	—	184,261
韓国	349,568	9,131	—	358,700
台湾	420,269	12,384	—	432,653
中国	496,755	30,682	—	527,438
その他	121,628	60	—	121,688
外部顧客への 売上高	2,155,206	53,674	144	2,209,025
製品及びサービス				
新規装置(注) 2	1,692,796	42,009	—	1,734,806
フィールドソリューション他(注)2	462,409	11,664	144	474,218
外部顧客への売上高	2,155,206	53,674	144	2,209,025

(注) 1. 「その他」は、当社グループの物流・施設管理・保険業務等であります。

2. 新規装置には、新規装置の販売及び装置の設置に関連する役務の提供作業、フィールドソリューション他には納入済み装置に対する保守用部品、サービス及び装置改造の提供、並びに中古装置の販売等が含まれております。

3. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上している売上高2,209,025百万円は、主に「顧客との契約から生じる収益」です。顧客との契約から生じる収益以外の収益は、その金額に重要性がないため、「顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に含めて開示しております。なお、顧客との契約から生じる収益は、大部分が一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益であります。フィールドソリューション他に含まれる保守サービス等は、一定の期間にわたり顧客に移転されるサービスから生じる収益であるため、一定期間にわたり収益を認識しておりますが、その金額に重要性がないため、「顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に区分して記載することを省略しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 履行義務に関する情報(履行義務の内容(企業が顧客に移転することを約束した財又はサービスの内容))

半導体製造装置及びFPD製造装置の事業においては、装置の引渡と、装置を顧客の工場で設置し、顧客の仕様に合わせて装置の性能を十分に発揮するための調整作業を提供しております。

また、納入済み装置に対する保守用部品、サービス及び装置改造の提供、並びに中古装置の販売といったフィールドソリューションサービスを提供しております。

装置の販売は、装置の引渡と装置の設置に関連する役務の提供をそれぞれ別個の履行義務として識別しております。保守用部品の販売は、個々の保守用部品の引渡を履行義務として識別しております。改造は、改造に要する部品等の提供及びそれらを用いた改造作業を含めて単一の履行義務として識別しております。その他、保守サービスの提供等を主な履行義務として識別しております。

(2) 履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

装置の引渡は、主として、顧客に装置が引き渡された時点で、装置に対する法的所有権等が移転し、顧客が装置に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されたと判断して、その時点で装置の引渡に係る収益を認識しております。

装置の設置に関連する役務の提供は、主として、装置を顧客の工場に設置し、顧客の仕様に合わせて装置の性能を十分に発揮するための調整作業が完了した時点で、履行義務が充足されたと判断して、その時点で装置の設置に関連する役務の提供に係る収益を認識しております。

保守用部品は、顧客に保守用部品が引き渡された時点で、保守用部品に対する法的所有権等が移転し、顧客が保守用部品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されたと判断して、その時点で保守用部品の引渡に係る収益を認識しております。

改造は、主として、改造作業が完了した時点で、履行義務が充足されたと判断して、その時点で改造に係る収益を認識しております。

保守サービスは、顧客との契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるため、主として、顧客との契約期間に従って、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(3) 支払条件

取引対価は、顧客との契約条件に従って支払いを受けております。履行義務を充足してから通常1年を超過して支払いを受けることはないため、重要な金融要素は含まれておりません。なお、顧客との契約に従い、全ての履行義務を充足する前に前受金を受領する場合があります。

(4) 取引価格の算定方法

各顧客との取引開始時点で取引価格を決定しております。

同一顧客に対して一定量以上の装置等を販売する場合、顧客の購入数量等に応じて、特別価格での取引を行うことがあります。これらの関連する取引において、将来の購入数量等によって取引全体の対価が変動するため、当該特別価格を変動対価として見積り、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに認識された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。特別価格での取引の提案の際に提示された、想定購入期間内における顧客の想定購入数量や想定される特別価格での提供数量等を用いて、変動対価としての取引価格を見積っております。変動対価の見積りは、顧客との取引状況に応じて、定期的に見直しをしております。

(5) 取引価格の履行義務への配分額の算定方法

取引価格の履行義務への配分は、財又はサービスの顧客への移転と交換に権利を得ると見込む対価の額を描写するようになっております。財又はサービスの独

立販売価格の比率に基づき、契約において識別したそれぞれの履行義務に取引価格を配分しております。財又はサービスの独立販売価格を直接観察できない場合には、主として、過去の実績発生額に基づいて計算した予想コストに利益相当額を加算するコスト・アップローチに基づいて独立販売価格を見積っております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	440,009
契約資産	24,879
契約負債	289,169

契約資産は、主に、期末日時点で完了しているが、未請求となっている履行義務に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、全ての履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益には重要性がありません。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 3,389円68銭
- 1株当たり当期純利益 1,007円82銭

(注) 1. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株を3株に株式分割しております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度1,502千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度1,614千株であります。

重要な後発事象に関する注記

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2023年2月9日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

東京証券取引所が求めている望ましい投資単位（5万円以上50万円未満）の水準への移行に関しましては、個人投資家の市場参加を促し、株式市場の活性化を図るために有用な手段の一つであると認識しておりますが、株式市場の動向や、当社株式の株価水準、流通状況、株主構成の変化等を総合的に考慮しながら、引き続き、検討してまいります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2023年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株を3株に株式分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	157,210,911株
株式分割により増加する株式数	314,421,822株
株式分割後の発行済株式総数	471,632,733株
株式分割後の発行可能株式総数	900,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2023年3月16日
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年4月1日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は300,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は900,000,000株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日	2023年4月1日
-------	-----------

4. その他

配当について

今回の株式分割は、2023年4月1日を効力発生日としておりますので、2023年3月31日を基準日とする2023年3月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔個別〕株主資本等変動計算書 第60期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当事業年度期首残高	54,961	78,023	5,660	634,072	639,733	△27,418	745,299		
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△252,988	△252,988		△252,988		
当期純利益				484,557	484,557		484,557		
自己株式の取得						△1,728	△1,728		
自己株式の処分				△1,375	△1,375	7,113	5,737		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	230,193	230,193	5,384	235,578		
当事業年度末残高	54,961	78,023	5,660	864,266	869,926	△22,033	980,877		

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当事業年度期首残高	93,108	11,895	850,303
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△252,988
当期純利益			484,557
自己株式の取得			△1,728
自己株式の処分			5,737
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	14,072	33	14,105
事業年度中の変動額合計	14,072	33	249,684
当事業年度末残高	107,180	11,929	1,099,987

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

主として償却原価法を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

個別法(ただし、保守用部品については総平均法)による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(3) デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3～50年

機械及び装置 2～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(4～5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(6) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 主要な事業における主な履行義務の内容

当社は、エレクトロニクス技術を利用した半導体製造装置及びFPD製造装置の開発・販売、並びに、納入済み装置に対する保守用部品、サービス及び装置改造の提供、並びに中古装置の販売といったフィールドソリューションサービスの提供を主な事業の内容としております。これら装置の販売における、装置の引渡及び装置の設置に関連する役務の提供、保守用部品の販売、改造・保守サービス等の提供を主な履行義務として識別しております。

(2) 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

半導体製造装置及びFPD製造装置の販売における、装置の引渡及び装置の設置に関連する役務の提供については、主として、顧客に装置が引き渡された時点、及び装置の設置に関連する役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。

保守用部品の販売については、顧客に保守用部品が引き渡された時点で収益を認識しております。

改造については、主として、改造作業が完了した時点で収益を認識しております。

保守サービスについては、主として、顧客との契約期間にわたって収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いは、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 160,551百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 1. 棚卸資産の評価 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 40,394百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 319,367百万円
短期金銭債務 255,290百万円
3. 製品保証契約に係る責任及び費用は主に製造子会社が負担しているため、当該子会社において製品保証引当金を計上しております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	290,485百万円
仕入高	1,547,212百万円
営業取引以外の取引高	213,529百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	1,461	39	410	1,090
合計	1,461	39	410	1,090

- (注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託及び株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託が保有する自社の株式がそれぞれ610千株、500千株含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加39千株は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による自社の株式の取得による増加38千株、単元未満株式の買取り0千株によるものであります。
3. 自己株式の株式数の減少410千株は、新株予約権の行使261千株、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による自社の株式の交付148千株によるものであります。
4. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株を3株に株式分割しております。上記の株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア	17,079百万円
退職給付引当金	5,532百万円
商品評価損	3,878百万円
未払事業税	3,662百万円
未払費用	2,843百万円
賞与引当金	2,538百万円
関係会社株式評価損	2,474百万円
株式報酬費用	2,170百万円
その他	<u>8,834百万円</u>
繰延税金資産小計	<u>49,014百万円</u>
評価性引当額	<u>△2,076百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>46,938百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△47,302百万円
前払年金費用	△1,170百万円
その他	<u>△729百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△49,202百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△2,263百万円</u>

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	営業上の 関係				
子会社	東京エレクトロン テクノロジー ソリューションズ㈱	山梨県 韮崎市	(百万円) 4,000	半導体製造装置・ FPD製造装置の 製造・開発	(所有) 直接 100.0	あり	当社が販売する 一部商品の製造	商品の仕入等	422,820	買掛金	61,208
								資金の寄託	48,571	預け金	79,635
子会社	東京エレクトロン九州㈱	熊本県 合志市	(百万円) 2,000	半導体製造装置・ FPD製造装置 の製造・開発	(所有) 直接 100.0	あり	当社が販売する 一部商品の製造	商品の仕入等	475,787	買掛金	66,656
								資金の寄託	41,042	預け金	75,049
子会社	東京エレクトロン宮城㈱	宮城県 黒川郡 大和町	(百万円) 500	半導体製造装置の 製造・開発	(所有) 直接 100.0	あり	当社が販売する 一部商品の製造	商品の仕入等	542,882	買掛金	55,896
								資金の寄託	67,895	預け金	72,367
子会社	Tokyo Electron Europe Ltd.	英国 ウエスト サセックス州 クローリー	(百万ユーロ) 17	半導体製造装置等の 販売・保守サービス	(所有) 直接 100.0	なし	当社より 一部商品の仕入 及び外部販売	商品の販売	136,092	売掛金 及び 契約資産	23,280
								資金の寄託	41,788	預り金	5,587
子会社	Tokyo Electron U.S. Holdings, Inc.	米国 テキサス州 オースチン市	(米ドル) 10	米国現地法人の 持株会社	(所有) 直接 100.0	なし	一部米国現地 法人の管理業務	資金の寄託	31,253	預り金	962

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格を勘案し、当社と当社子会社等との協議により決定しております。

2. 資金の寄託に関する金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記 2. 収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,323円12銭

2. 1株当たり当期純利益 1,035円54銭

- (注) 1. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株を3株に株式分割しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度1,502千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度1,614千株であります。

重要な後発事象に関する注記

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2023年2月9日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

東京証券取引所が求めている望ましい投資単位（5万円以上50万円未満）の水準への移行に関しましては、個人投資家の市場参加を促し、株式市場の活性化を図るために有用な手段の一つであると認識しておりますが、株式市場の動向や、当社株式の株価水準、流通状況、株主構成の変化等を総合的に考慮しながら、引き続き、検討してまいります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2023年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株を3株に株式分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	157,210,911株
株式分割により増加する株式数	314,421,822株
株式分割後の発行済株式総数	471,632,733株
株式分割後の発行可能株式総数	900,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2023年3月16日
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年4月1日

- (4) 1株当たり情報に及ぼす影響
1株当たり情報に及ぼす影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

- (1) 定款変更の理由
今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年4月1日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。
- (2) 定款変更の内容
変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は 300,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は 900,000,000株とする。

- (3) 定款変更の日程
効力発生日 2023年4月1日

4. その他

配当について

今回の株式分割は、2023年4月1日を効力発生日としておりますので、2023年3月31日を基準日とする2023年3月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	期別	第60期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第59期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	増減
税金等調整前当期純利益		624,856	596,698	
減価償却費		42,927	36,727	
のれん償却額		168	206	
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△	2,301	9,540	
製品保証引当金の増減額 (△は減少)		7,594	9,614	
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△	24,750	△ 195,543	
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△	173,487	△ 100,309	
仕入債務の増減額 (△は減少)	△	11,406	18,892	
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△	13,390	△ 27,675	
前受金の増減額 (△は減少)		185,616	32,031	
その他	△	3,354	7,070	
小計		632,473	387,252	245,220
利息及び配当金の受取額		2,907	2,232	
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△	209,111	△ 106,098	
営業活動によるキャッシュ・フロー		426,270	283,387	142,882
定期預金の預入による支出	△	713	△ 641	
定期預金の払戻による収入		731	604	
短期投資の取得による支出		—	△ 35,000	
短期投資の償還による収入		35,000	45,014	
有形固定資産の取得による支出	△	66,897	△ 56,153	
無形固定資産の取得による支出	△	9,416	△ 8,950	
その他	△	459	△ 504	
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 41,756	△ 55,632	13,876
自己株式の取得による支出	△	1,728	△ 15	
配当金の支払額	△	252,988	△ 166,252	
その他	△	1,817	△ 988	
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 256,534	△ 167,256	△ 89,278
現金及び現金同等物に係る換算差額		8,843	9,156	△ 312
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		136,823	69,655	67,168
現金及び現金同等物の期首残高		335,648	265,993	69,655
現金及び現金同等物の期末残高		472,471	335,648	136,823
「現金及び現金同等物の期末残高」並びに短期投資等 合計額(注2)		473,100	371,274	101,825

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 現金及び現金同等物に含まれていない満期日又は償還日までの期間が3ヶ月を超える定期預金及び短期投資を加えた残高を示しております。